



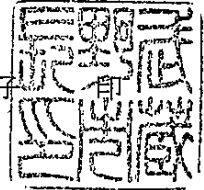
第41号様式（第36条関係）

3 武都ま第 648 号
令和 4 年 4 月 28 日



殿 外 6 名

武蔵野市長 松 下 玲 子



調整会開催要否決定通知書

令和 4 年 4 月 21 日付けで請求のあった調整会の開催については、~~（開催する）~~開催しないことを決定したので、武蔵野市まちづくり条例第 61 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

~~なお、調整会の開催の日時及び場所は、武蔵野市まちづくり委員会が後日通知します。~~

開発事業の名称	成蹊大学11号館建設事業	
開発区域	地名地番	武蔵野市吉祥寺北町952番 1 外
の場所	住居表示	武蔵野市吉祥寺北町 3 丁目 3 番 1 号 外
開催しないことを決定した理由	請求理由がまちづくり条例上の開発基本計画に関することではないため。	
備考	条例上、調整会は開発基本計画についてなされることとされており、その開発基本計画は条例第 40 条により施行規則第 22 条に列挙された届出書類に基づく内容と定義されております。この中に調整会開催請求書に記載されている「電波影響について」「アスベストについて」「工事全般について」「工事計画について」の内容は含まれていないこと、「11号館の利用用途について」は調整会の場での調整の余地がないことから、調整会の議題には挙げられないことをご了承願います。 なお、本通知書及び調整会開催請求書の公表後、開発事業者へは、可能な範囲で回答を行うよう市として指導いたします。	

注 この通知書の内容は、武蔵野市まちづくり条例第 61 条第 4 項の規定により公表します。